

学区外通学制度（通学区域緩和制度・就学指定校変更制度）の 留意点及び申請手続きについて

指定校に入学される場合は、申請書の提出は不要です。

申請するには以下のことにご留意ください。

学区外通学制度全般

通学について

- ・ 自転車通学や自動車での送迎は原則として認められていません。また、特別な事情により公共の交通機関を使用する場合は、学校長の許可が必要です。
- ・ 学区外の学校に入学された場合、指定校変更制度における特認地区による場合を除き、通学費の補助は対象外となります。
- ・ 指定校よりも通学距離が遠くなることもあります。ご家庭で十分に話し合って申請してください。
- ・ 学区外の学校に入学された場合、保護者の責任において、お子さんと一緒に通学経路を確認し、安全確保に努めていただきますようお願いします。
- ・ 入学前に町田市外へ転出された方の学校選択希望は無効となります

指定校変更制度

ホームページのご案内

- ・ 以下の「まちだ子育てサイト」にも詳細を掲載しています。
ホーム＞年齢からさがす＞小・中学生＞通学、入学、転校
＞通学区域（学区）外の学校への通学に関するご案内
＞町田市内での通学区域外通学について(就学指定校変更制度)



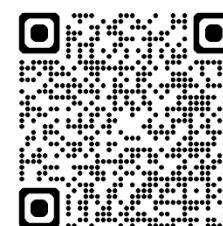
希望できる学校について

- ・ 町田市教育委員会が定める基準に該当する場合は、指定校以外の学校への通学が可能です。
詳しくは4ページから、該当する要件があるかご確認ください。
※【中学校のみ】上記の要件のうち、「E 小・中学校の継続」「F 小学校入学時に想定していた継続中学校」については、別紙②「2026年度中学校新入学の手引」の3ページも併せてご確認ください。
- ・ 希望できる学校は1校です。

通学区域緩和制度

ホームページのご案内

- ・ 以下の「まちだ子育てサイト」にも詳細を掲載しています。
ホーム＞年齢からさがす＞小・中学生
＞通学、入学、転校
＞小・中学校への新入学に関するご案内
＞2026年度新1年生 町田市立小・中学校通学区域緩和制度について



学校選択について

- ・ 対象は、町田市にお住いで2026年4月に入学する、新小学1年生／新中学1年生です。在学中の児童・生徒は申請することができません。
- ・ 希望できる学校は1校です。
- ・ **入学後に、希望校から指定校に戻ることはできません。**
- ・ 通学区域緩和制度によって入学した弟・妹が通う学校に、兄・姉が転校することはできません。

希望できる学校について（小学校）

- ・ 指定校と隣接している市立小学校を希望できます。転居の際は、希望できる学校が変わる可能性がありますのでご注意ください。**詳しくは、別紙⑤表面「希望できる学校一覧表」をご覧ください。**
- ・ 特別支援学級は、知的障がい学級のみ希望できます。
- ・ 入学前に市内の通学区域外へ引越し予定の方で、現在の指定校に入学を希望する場合は、申請が必要になります。（通学区域が隣接していることが条件）
- ・ 小学校入学前に町田市内で転居され、学校選択の希望小学校が隣接校でなくなった場合、無効となります。

希望できる学校について（中学校）

- ・ 市内全域の市立中学校から希望できます。
- ・ 特別支援学級は、知的障がい学級のみ希望できます。
- ・ 入学前に市内の通学区域外へ引越し予定の方で、現在の指定校に入学を希望する場合は、申請が必要になります。

受入枠について

- ・ 毎年学校ごとに、通学区域緩和制度により入学可能な人数（以下「受入枠」）を設定します。
- ・ **各校の受入枠は、以下からご確認ください。**
 - 【小学校】
 - 別紙⑤裏面「町田市学区外通学制度「受入枠」一覧表（小学校）」
 - 【中学校】
 - 別紙②「2026年度中学校新入学の手引」の4ページ
- ・ 受入枠につきましては、学校施設の状況、児童・生徒数の今後の見通し等を勘案して決定します。学校によっては、受入枠を設けることができない場合もありますので、ご了承ください。

受入枠を超える申請があった場合

- ・ 受入枠を超える申請があった場合は、原則公開抽選を行います。
- ・ 抽選後、待機となった方は決定者が辞退した時点で順次繰り上がり決定となります。待機登録期間は、2026年2月末日までとし、期間内に希望校への決定とならなかった場合は、指定校への入学となります。但し、2月末日時点で、抽選となった学校に受入れの余裕があると判断した場合は、受入枠を超えた人数を受け入れることもあります。

申請手続きについて（通学区域緩和制度・指定校変更制度）

第一次申請期間：2025年8月1日（金）～10月6日（月）締切

- 希望される方は、以下の方法から申請期間内に申請してください。
- 別紙①「ご案内」裏面の「オンライン申請方法」を参考にオンラインでご申請ください。この場合の締切は、**2025年10月6日（月）23：59**までです。
- 別紙⑥申請書に必要事項を記入し、直接学務課へお持ちいただくか、以下【提出先】に郵送してください。この場合の締切は、**2025年10月6日（月）（当日消印有効）**までです。

第二次申請期間 2025年10月7日（火）～11月21日（金）締切 ※第一次申請期限までに申請数が受入枠上限に達しない学校のみ

- 通学区域緩和制度による申請については、第一次申請期限までに申請数が受入枠上限に達しない学校については、申請期限を**2025年11月21日（金）（第二次申請期限）**まで延長します。
- 先着順にて順次申請の受付、決定を行い、申請数が**受入枠上限に達した時点で受付終了**とします。
- 受入枠の残数は変動しますので、現状については随時学務課までお問合せください。
- 申請方法は申請書の提出のみになります（**オンライン申請不可**）。別紙⑥「町田市立小・中学校通学区域緩和制度就学校希望申請書 兼 就学指定校変更申請書」に必要事項を記入し、直接学務課へお持ちいただくか、郵送してください。締切は**2025年11月21日（金）（当日消印有効）**です。

市外からの転入者と、市内での転居者の申請について

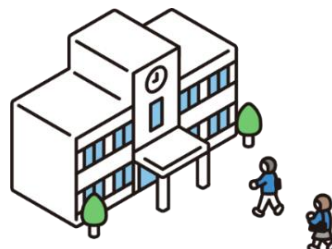
- 申請期間後、3月末日までに他市区町村から町田市に転入された新1年生の方と、町田市内で転居された新1年生の方も、転入・転居時に受入枠の残数の範囲で希望の学校を申請することができます。
- 住民票の転入・転居の届け出後に、学務課からご案内を送付します。

申請時の注意点

- 申請結果については、申請期間終了後に郵送にてお伝えいたしますのでご確認ください。
- オンライン申請をご利用される際、登録したメールアドレスに「申請受付けのお知らせ」メールが届きます。このメールは、希望校への入学の可否をお伝えするものではありませんが、申請期間内に申請をした記録になりますので、消去しないようお願いいたします。
- 申請書のご提出をされる際、万が一、申請書が学務課へ届かない場合、または申請期間に間に合わない場合は、学区外通学申請の受付ができません。ご心配な方は、郵便物を差し出した記録が残る方法をご利用ください。
- 申請された内容を学務課にて確認し、最も適した要件に読み替えて申請を受付ける場合があります。（例：通学区域緩和制度 ⇔ 指定校変更制度など）

【提出先】

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号
町田市教育委員会 学務課（町田市役所10階）



指定校以外へ入学できる制度一覧

I 就学指定校変更制度 特定の要件に該当した場合に指定校以外の学校を希望できる制度

A 兄弟姉妹関係 入学時点で、希望する学校に兄弟がすでに通学している場合

B 特認地区 希望する学校への通学を特別に認められている地域に居住している場合

【確認方法】

二次元コードから「特認地区」を確認し、該当する住所に居住する場合は、「指定校」以外に「特認校」を選択することができます。



★ **C 通学距離** 指定校への通学距離が片道 1.5km 以上、かつ希望する学校への通学距離が片道 1.5km 未満 の場合（中学校の場合は通学距離をそれぞれ片道 2.0km に読み替える） ※入学日から 3 年間以内に、学校統合等に伴い校舎位置の変更がある場合は、変更後の校舎位置から距離計測を行うことも可能

★ **D 学校統合** 学校統合の予定がある以下の学区に住んでいて、指定校に隣接する学校への通学を希望する場合

本町田ひなた小学校	町田第三小学校
鶴川中央小学校	鶴川第二小学校

E 小・中学校の継続（中学校のみ） ※別紙②「2026年度中学校新入学の手引」の3ページも併せてご確認ください。
指定校以外の小学校に通学していて、当該小学校が継続する中学校への入学を希望する場合

★ **F 小学校入学時に想定していた継続中学校（中学校のみ）**

※別紙②「2026年度中学校新入学の手引」の3ページも併せてご確認ください。

学校統合・建替え、及びそれに伴う学区変更を理由として、卒業する小学校の継続中学校（上記 E）が、小学校入学時に予定していた継続中学校から変更になった場合で、変更前の継続中学校への入学を希望する場合

G その他 その他の入学時の要件は、右の二次元コードによりご確認ください。
※「その他」要件の場合は、オンライン申請や別紙⑥申請書では申請できません。
必要書類や手続きの流れをご案内いたしますので、教育委員会学務課（☎042-724-2176）にご連絡ください。



「I 指定校変更制度」のうち「★」が付く要件は、「II 通学区域緩和制度」と同じ受入枠の範囲内での受入れとなりますが、「II 通学区域緩和制度」より優先的に入学を許可します。
それ以外の要件は、該当する場合は全員入学を許可します。

II 通学区域緩和制度 小・中学校入学時に指定校以外の学校を選択できる制度

選択可能校

（理由は問いません）

小学校入学時

指定校の隣接校（別紙⑤表面「希望できる学校一覧表」を参照）

中学校入学時

市内全域から選択可能

指定校変更制度及び通学区域緩和制度により指定校以外の通学する場合は、指定校変更制度の上記「B 特認地区」による入学を除き、通学費補助の対象外となります。

特別支援学級への通学を希望する場合の指定校確認及び通学区域緩和制度の申請については、町田市教育センター就学相談担当（☎042-793-3057）へ連絡、相談をお願いします。